# 一般財団法人岐阜県バスケットボール協会 暴力行為等相談窓口設置規程

#### 第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)がバスケットボールにおける暴力・暴言等の不適切行為に関する相談に対応するため、暴力行為等相談窓口(以下「本窓口」という。)の設置・運用に関することを定めるものとする。

#### 第2条〔対象者·対象行為〕

本窓口は、倫理規程第2条第1項に定める者(以下「対象者」という。)によるバスケットボールにおける暴力・暴言等の不適切な行為(以下「対象行為」という。)を対象とする。

# 第3条〔相談者〕

- 1 本窓口を利用できる者(以下「相談者」という。)は、対象者の対象行為による被害者、被害者の家族または代理人、並びにその関係者とする。
- 2 相談者は、その氏名、連絡先を明らかにしなければならない。
- 3 相談者は、相談内容に関し、対象者の情報、被害者の情報、対象行為及び関連する情報を明らかにし、対象行為に関する証拠・資料を示すように努めなければならない。

#### 第4条〔利用方法〕

本窓口の利用方法は、本協会ウェブサイトのウェブフォームまたは事務局のメール、電話によるものとする。

#### 第5条〔窓口業務〕

- 1 本窓口は、相談者の氏名、連絡先、対象者の氏名及び相談内容の概要を把握し、対象行為があったと認められる相当な根拠をできる限り収集するよう努める。
- 2 本窓口は、前項の情報収集の結果を踏まえて、相談内容、証拠関係を勘案し、調査の賛否を専 務理事に答申する。
- 3 専務理事は、前項の答申を受け、懲罰手続の開始が必要と判断した場合には、本協会裁定委員会、規律委員会、もしくは本協会主催大会に定める規律委員会(各カテゴリー)に付託するものとする。
- 4 本窓口は、相談内容の秘密保持に配慮し、相談者、被害者及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めなければならない。
- 5 相談者の連絡先が確保できないこと等によって、第1項及び第2項に規定する業務の遂行に著 しい障害を来たす場合においては、本窓口は、当該相談に対応することを要しないものとする。

### 第6条〔窓口担当者〕

本協会は、本窓口の業務の担当者に関し、中立性、公平性、専門性に配慮し、配置するよう努めなければならない。

#### 第7条 (情報の保護)

1 本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、本窓口に寄せられた相談にかかる事実(相談者 や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報含む。)を秘密として保持し、他に漏らしてはな

らない。

2 前項にかかわらず、本協会は、懲罰手続きに必要な範囲で、関係団体その他第三者に対して、相談内容に係る情報を開示することができる。ただし、当該情報を開示された団体には、前項と同様の守秘義務を課すものとする。

# 第8条〔不利益取扱いの禁止〕

本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

### 第9条〔周知〕

本協会は、本窓口の利用方法及び連絡先等について、ウェブサイト、SNS等により周知徹底しなければならない。

## 第10条〔結果の開示〕

- 1 本協会は、相談について必要な対策を講じた場合、被害者又はその親族からの請求に応じて、その対応の結果のみを開示する。
- 2 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

# 第11条 (改廃)

この暴力行為等相談窓口設置規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

## 第12条〔施行〕

本規程は、令和7年4月1日から施行する。